

流通・取引慣行ガイドラインの 見直しに当たっての論点(案)

平成28年9月16日(金)

第6回流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会資料

1

第1 全体見直しの方向性

● 現行の流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針(以下「ガイドライン」という。)は、我が国の流通・取引慣行について、どのような行為が独占禁止法上問題なのか、制定当時の実態等を踏まえ明らかにしたもの。

● 制定してから四半世紀経過した今日においても、流通・取引慣行について、その実態を踏まえ明らかにするというガイドラインの位置付け自体を変える必要は必ずしも認められない。



全体見直しの方向性については、こうした位置付けを維持し、

①最近の流通実態の変化を踏まえつつ、

②ガイドラインの更なる明確化等を図るために必要な検討を行った上で、

最近の流通・取引慣行に即した独占禁止法上の考え方を示すものとする事としたい。

※検討を行うに当たっては、これまでの審判決例・相談事例(別紙1, 2)も踏まえる必要がある。

2

第2 最近の流通実態の変化

ガイドライン制定当時の流通実態の変化

- (1) Eコマースの発展・拡大に対する対応
- (2) メーカーと流通業者の取引関係の実態
- (3) 総代理店・並行輸入品の実態



こうした変化を踏まえ、

○ガイドラインに記載のない行為であって新たに追加する必要がある事項

○ガイドラインに記載の行為であって現在においては記載を見直す必要がある事項について検討を行う。

3

(1) Eコマースの発展・拡大に対する対応

●Eコマースの発展・拡大に伴い、競争がより活発化する一方、Eコマースに係る競争上の問題点が指摘されるようになってきている。

●近年、欧米を中心に次のような行為について、競争上の問題点が指摘されている。

- ① オンラインに関するMFN(APPA)条項
- ② オンライン販売に関連する再販売価格維持行為
- ③ 再販売価格の維持を容易にする行為(MAP, 差別対価等)
- ④ オンライン販売の禁止又は制限

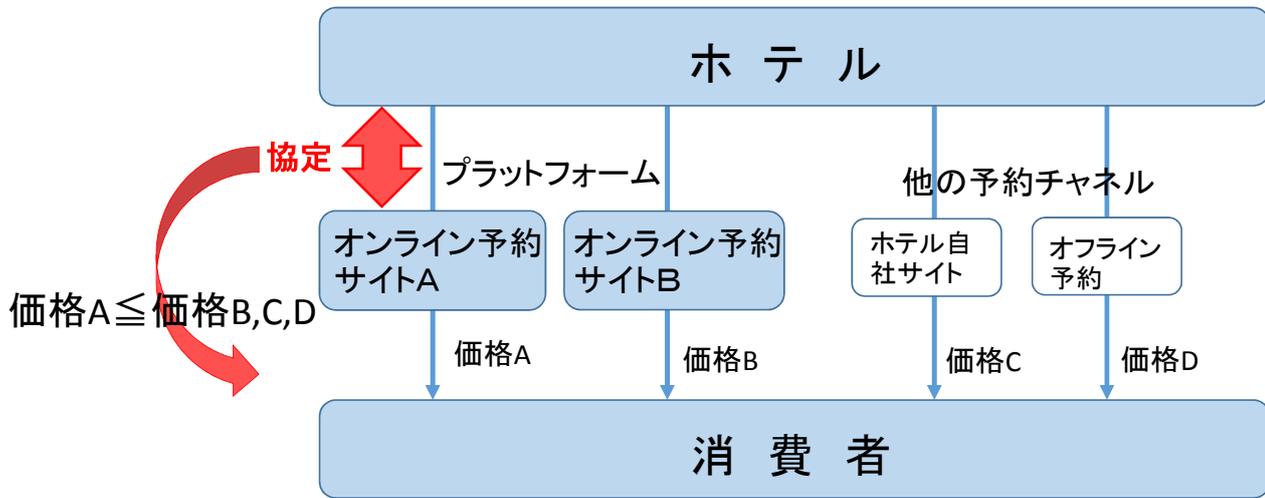
このような事例について、ガイドラインへの記載の要否・記載する場合の方法等について検討を行う。

4

事例1 オンラインに関するMFN^{※1}(APPA)条項

・オンラインホテル予約サイトHRSに対する件

予約サイト間の競争を制限し新規参入を阻害するとして、^{※2}ドイツ競争制限禁止法第1条及びEU機能条約第101条1項違反と判断(2013年ドイツ連邦カルテル庁決定[MFN条項の禁止及び削除を命じる排除措置命令], 2015年デュッセルドルフ高等裁判所決定)。



※1 MFNには, narrow MFN(供給者が消費者に直接販売する価格を, 価格Aより安くしてはならない)と, wide MFN(あらゆる販売チャネルを利用して販売する価格を, 価格Aより安くしてはならない)がある。ドイツ連邦カルテル庁はいずれも違法とするが, フランス, イタリア, スウェーデンの競争当局ではwide MFNのみを問題視した。

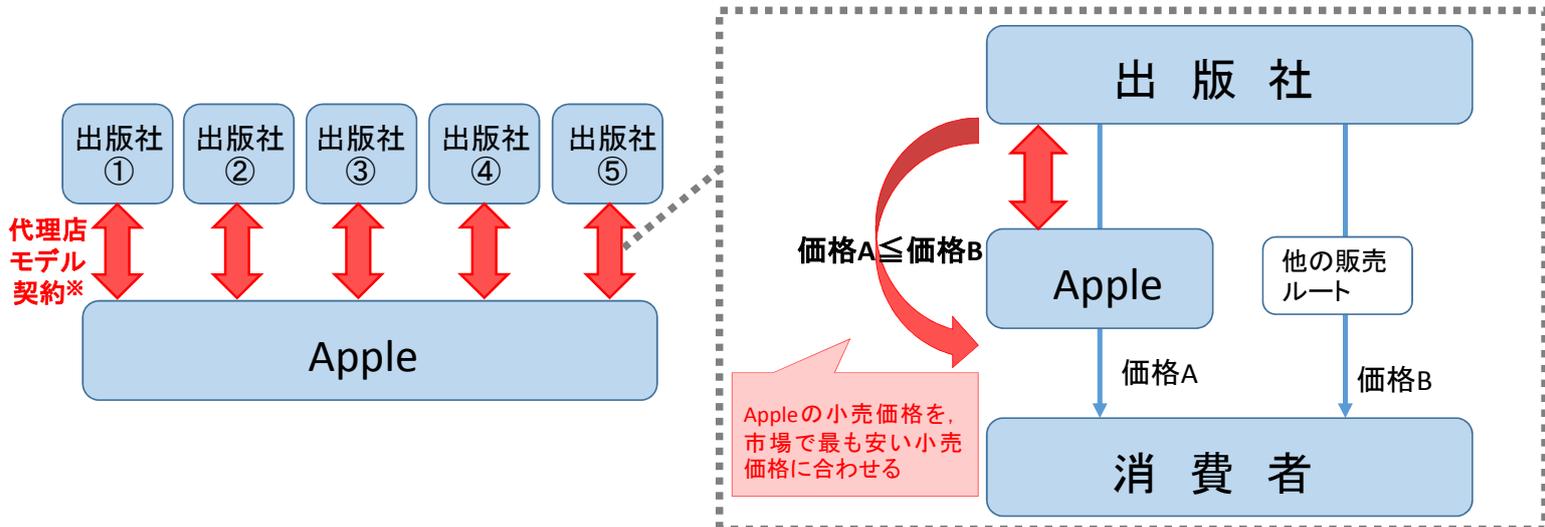
※2 本件は, 予約サイト間の競争に加え, 価格や部屋の条件に関するホテル間の競争も制限するとしている。

5

参考 米国における事例

・Appleに対する件

司法省は, Appleと出版社5社の電子書籍の小売価格を共同して引き上げる行為がシャーマン法第1条に違反するとして民事提訴した。裁判所は, Appleと出版社5社が共謀して電子書籍の小売価格競争を制限し, 電子書籍の小売価格を引き上げたとして, 水平の価格カルテルを認定し, 当然違法の原則によりシャーマン法第1条違反を認定した。



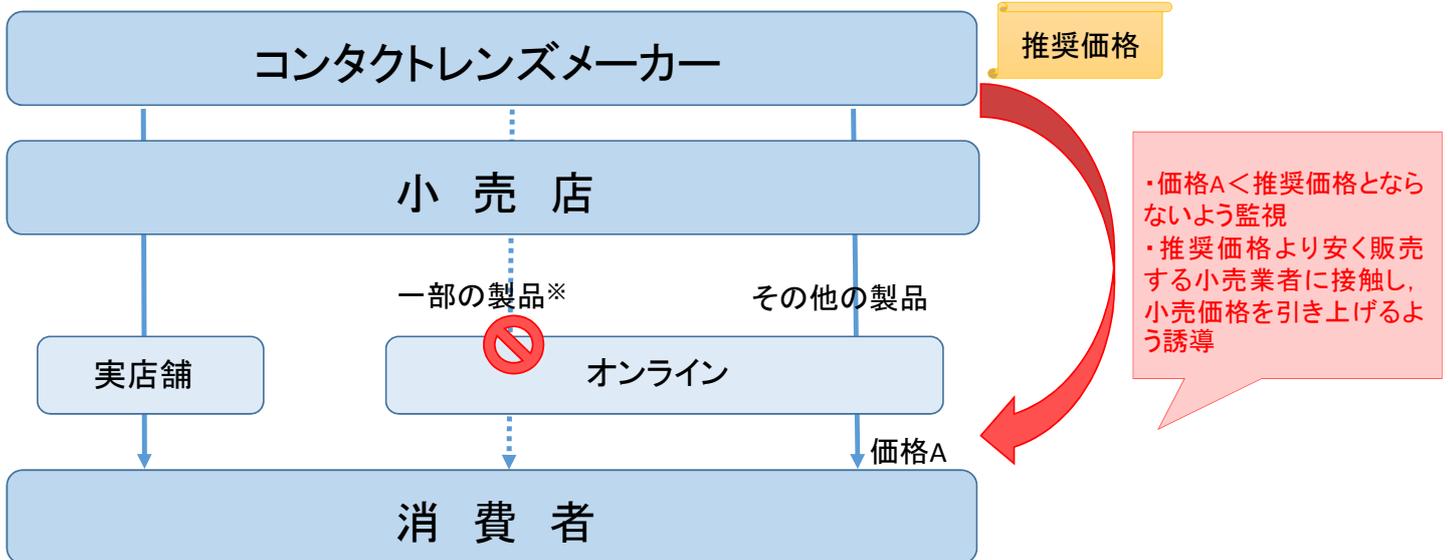
※ 代理店モデル契約とは, メーカーとプラットフォーム事業者間の代理店契約であってメーカーが小売価格を決定するものをいう。本件では, Appleの代理店モデル契約やMFN条項そのものは違反とされたわけではない。

6

事例2 オンライン販売に関連する再販売価格維持行為

・チバビジョンに対する件

推奨価格の設定自体は通常問題とならないが、流通業者の価格設定に繰り返し強く介入することは圧力の行使に当たり、ドイツ競争制限禁止法第1条が禁止する協定又は共同行為に当たると判断（2009年ドイツ連邦カルテル庁決定、1100万ユーロの罰金）。

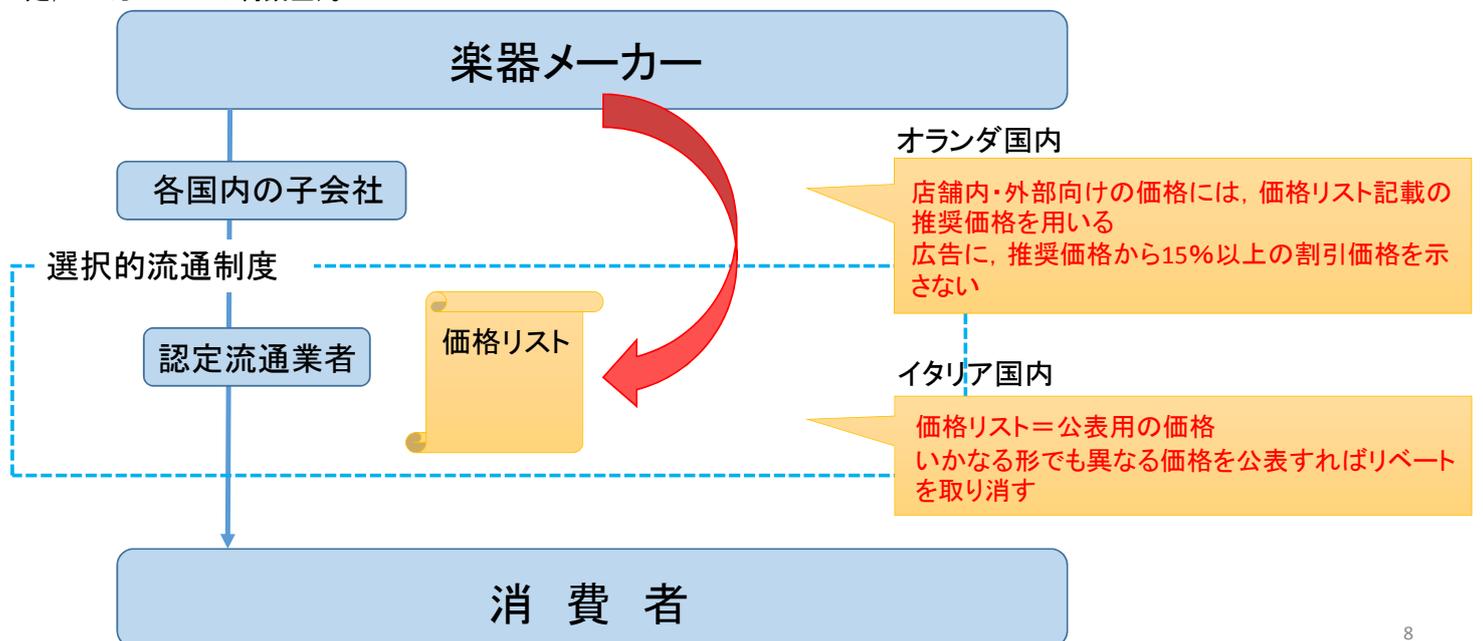


※ 連邦カルテル庁は、一部の製品につきオンライン販売を禁止した行為についても併せて違法と判断した。

事例3 最低広告価格制限(MAP)

・ヤマハに対する件

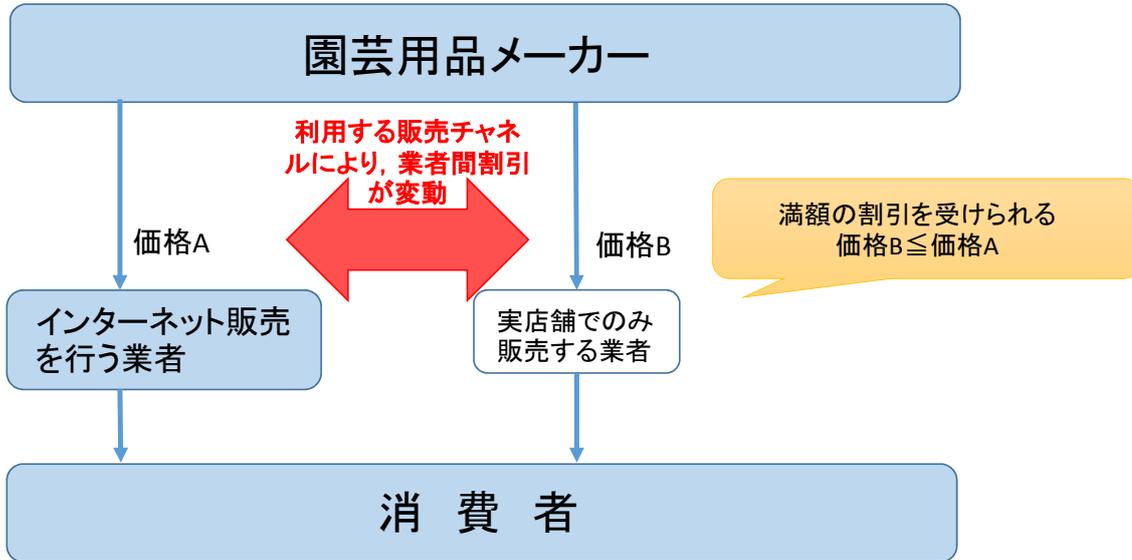
間接的に再販売価格を維持し価格競争を制限・歪曲するとして、欧州機能条約第81条(現第101条)違反と判断(2003年欧州委員会決定、256万ユーロの制裁金)。



事例4 差別対価 (dual pricing)

• GARDENAに対する件

オンライン取引に対する差別的取扱いとして問題視した(2013年ドイツ連邦カルテル庁, インターネット販売業者と実店舗販売業者とで同じ値引制度を適用する旨の確約により調査を終了)。

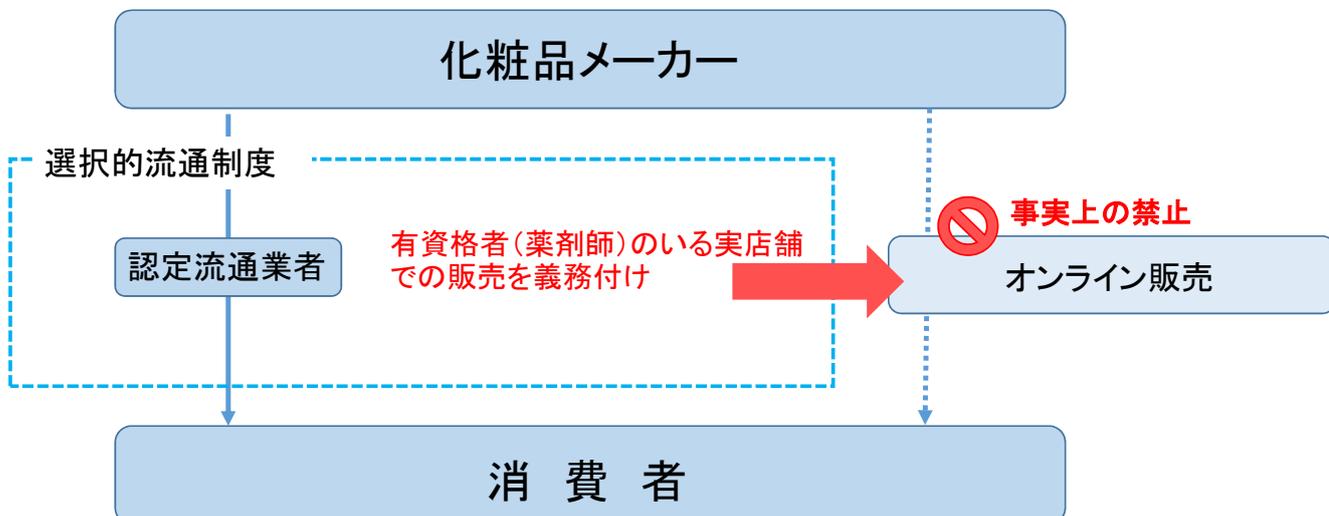


9

事例5 オンライン販売の禁止又は制限

• 高級化粧品 Pierre Fabre Dermo-Cosmetique に対する件

薬剤師による化粧品の商品説明の必要性は認められず, 高級イメージの維持という目的は競争制限を正当化しないとして, 本件選択的流通はその目的において競争を制限するものでありEU機能条約第101条1項違反と判断(フランス競争委員会決定(排除措置命令・制裁金支払命令), 2013年欧州司法裁判所判決)。



10

検討事項

- ◆日本において審判決が示されたことのない行為を見直し後のガイドラインにおいてどう評価するか。
- ◆同一の行為についての各国当局の判断に差異がある場合(例:オンラインホテル予約に係るMFN[APPA]条項)に、どのように考えるべきか。
- ◆これらの行為のうち、何がセーフ・ハーバーの対象となるか。
- ◆オフライン市場における同様の問題(例:プラットフォーム事業者はオンラインでもオフラインでも存在)は、これまでどのように扱われてきたか。
- ◆日本と欧米の法制上の考え方の違い(例:垂直的制限行為を単独行為として捉えるか、共同行為として捉えるか)は、上記の検討において、ガイドラインにどのように影響するか。

等

11

(2) メーカーと流通業者の取引関係の実態

ガイドラインは、制定当時の流通実態等を踏まえ、上流(メーカー等)から下流(流通業者等)に対する垂直的制限行為を主として記載されたもの。

流通業者等の集中度が進み、メーカー等とのパワーバランスが変化してきているとの意見もあるところ、実態を踏まえ、ガイドラインの修正の可否について検討を行う(別紙3)。

検討事項

- ◆ガイドラインにおける位置付けや具体的事例等の記載の必要性(ニーズの有無)。
- ◆ガイドラインの構成に係る問題については「第3 ガイドラインの更なる明確化」も参照。

等

12

(3) 総代理店・並行輸入品の実態

ガイドラインの第3部は、内外価格差に係る問題に対応するために記載されたもの(別紙4)。

現在においては当時ほど大きな問題が生じておらず、第3部自体もほとんど活用されていないとの意見もあるところ、実態を踏まえ、ガイドラインの修正の可否について検討を行う。

検 討 事 項

- ◆ガイドラインにおける位置付けや具体的事例等の記載の必要性(ニーズの有無)。
- ◆ガイドラインの構成に係る問題については「第3 ガイドラインの更なる明確化」も参照。
等

13

第3 ガイドラインの更なる明確化等

更なる明確化を求める意見

平成27年3月及び本年5月にガイドラインの改正を行い、ガイドラインの内容の明確化に取り組んできたところであるが、

- (1) 事業者が自己分析をできるようにするために、判断に当たっての分析プロセス等の記載を拡充すべき
- (2) 分かりやすさの観点からも構成の見直しを行うべき

といった更なる明確化を求める意見がある。

ガイドラインは、事業者等の独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動の展開に役立てることを目的としているものであり、更なる利便性向上に向けた検討を行う(別紙5)。

14

検 討 事 項

- ◆分析プロセスの更なる明確化(例:競争促進効果に係る考え方は既に示されているところ,「垂直的制限行為によって生じ得る競争阻害効果」に係る考え方も示すことが考えられる。)
- ◆違法性判断基準である「市場閉鎖効果」と「価格維持効果」の考え方の整理・明確化。
- ◆第1部から第3部の全体の構成に係る修正を含めたガイドラインの分かりやすさ・利便性の向上(第2部を中心として再構築を行うことが考えられる。)

等